平成２２年（フ）第２２７号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番19―501号　コリーナ33
債務者　境　加代子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８３９８号
東京都江戸川区北小岩６丁目36―21―102
債務者　松川　和也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５１０号
千葉県千葉市花見川区花見川２番21棟503号
債務者　芹田　正典
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５１１号
千葉県千葉市花見川区花見川２番21棟503号
債務者　芹田　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５３６号
千葉県市川市真間１丁目９―５―202
債務者　細谷　幸以
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５３９号
東京都中央区入船３丁目１―６―404
債務者　涌澤　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９２号
東京都練馬区旭町３丁目18―15―207
債務者　高橋　忠司
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６０６号
千葉県我孫子市古戸230―26
債務者　岩村　　実
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６０７号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―611
債務者　石岡　　敬
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６０８号
埼玉県上尾市東町２丁目５―18　パークハイツ東町Ｂ―202
債務者　佐藤　　純
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６０９号
千葉県船橋市前原西４丁目９―４―301
債務者　伊藤紗弥香
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６１０号
東京都台東区西浅草３丁目２―12―205
債務者　菅原　　廣
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６１１号
東京都中野区本町１丁目15―25―101
債務者　中島　賢喜
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６１６号
東京都杉並区方南２丁目24―13―103
債務者　安藤　勝良
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６１７号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15
債務者　蛯原　加代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６１８号
千葉県船橋市本町２丁目３―21―203
債務者　黒田　幸子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部